

第 11 章 保健衛生



病院のお仕事体験会の開催

第1節 概 説

1 はじめに

保健衛生行政は、区民の健康の保持増進を図ることを目的とするもので、対人保健活動と対物保健活動の分野にわたっており、各種疾病の予防事業、衛生教育、医療費助成等のサービス業務のほか、生活衛生分野での監視、指導、取締り及び許認可等の事務がある。

区の保健衛生行政は、昭和40年4月の地方自治法改正を契機として大幅に拡充され、昭和50年4月には保健所の区への移管等が行われた。平成14年に健康増進法が施行され、急速な高齢化の進展と疾病構造の変化に対応するため、より充実した施策が展開されるようになった。

近年は新興感染症対応や災害医療体制整備等の健康危機対策も行っている。

2 すみだ健康づくり総合計画

区は、区民の健康で生きがいのある生活の実現を目的に、昭和58年度に「区民の健康づくり総合計画」を策定、翌年に「すみだ健康区宣言」を発出し、区民と区が一体となって健康づくりを推進してきた。

その後、法令や国の方針、社会情勢を踏まえ、定期的に計画の見直しを行っている。具体的には、「健康日本21（第2次）」（平成24年7月策定）や「地域医療・介護総合確保推進法」（平成26年6月制定）の考え方、感染症や食中毒など、区民の生命や健康を脅かす健康危機への備え、さらには、各種健康医療情報の活用による効果的な保健事業の展開を目的とした国民健康保険データヘルス計画の策定等を踏まえ、新たに「すみだ健康づくり総合計画」を平成28年3月に策定した。本計画では、「健康寿命を大きく伸ばし 誰もが健康に暮らすまちをつくること」を目標に今後10年間を見据えた方向性を示すとともに、施策を明示した。

そして、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の世界的流行や、新保健施設等複合施設の整備、SDGsと関連する取組を踏まえ、平成28年3月策定の前期計画を見直し、令和4年に健康寿命を延ばし、誰ひとり取り残さない『健康長寿日本一のまち』の実現を掲げ「すみだ健康づくり総合計画（令和4年度～令和7年度）」（後期計画）を策定した。

この取組みを進めるため、「健康」に関する区民アンケート調査を実施し、調査結果を「（次期）すみだ健康づくり総合計画」の令和7年度策定の基礎資料として活用する。

3 保 健 所

昭和22年9月、保健所法が全面改正され、翌年10月に保健所の業務は従来の母子保健対策や健康相談のほか感染症対策、環境衛生、食品衛生、医事衛生などが加わり、新しい保健所制度が発足した。これに伴い、東京都では都内に多くの保健所を設置し、保健所は地域の保健衛生の中心機関として衛生行政の大部分を担当してきたが、昭和50年4月から保健所の事務が都から区に移管された。これにより、向島保健所と本所保健所が区の保健所となり区は直接住民により密着した保健衛生行政を行うことができるようになった。さらに、地域保健のより一層の強化・充実を図るため、平成6年7月に保健所法が地域保健法に改称・改正され、保健所の機能が充実強化されることとなった。

そこで平成12年4月に保健衛生部と両保健所を統合し、墨田区保健所とした。同時に、保健所の企画・調整機能を担う保健計画課及び食品衛生監視・環境衛生監視を担当する生活衛生課を、区役所本庁舎内に設けた。また、直接区民の健康に関わる健康診査、母子保健、栄養指導等については、向島・本所保健センターで実施することとした。さらに、厚生部と保健衛生部の統合も行われ、福祉保健部となった。

平成20年4月、エイズ、結核を含む感染症予防の更なる充実を図るため、保健予防課を設置した。

平成31年4月、精神保健福祉対策の充実を図るため、保健予防課に専任部署を設けた。加えて、母子保健法の改正を受けた母子保健施策と児童虐待防止対策との連携強化をはじめ、さまざまな保健サービスを充実させるため、新保健施設等複合施設を開設することとし、保健計画課内に専任部署を設けた。

令和2年12月、新型コロナウイルス感染症対策にあたり、予防接種（臨時接種）を担う部署として、新型コロナウイルス予防接種調整担当を設置した。

令和4年4月1日、新保健施設等複合施設の開設準備が本格化することを受け、新保健施設等開設準備室を設置した。

令和6年4月1日、新保健施設等複合施設への保健所機能の移転を見据え、向島保健センター、本所保健センター及び保健計画課の一部業務を統合し、健康推進課を設置し、4課1室の体制となった。

令和6年11月5日、新保健施設等複合施設は名称を「すみだ保健子育て総合センター」と定め、保健・子育て・教育の機能を集約した複合施設として、開館した。

健康課題の多様化、感染症の拡大などに伴い、保健衛生行政に対する需要はますます複雑化してきている。このため、保健所では健康危機管理体制を構築するとともに、公衆衛生の第一線機関として、様々な事業を展開している。

墨田区保健所

墨田区保健所（保健衛生部）

保健計画課	横川五丁目7番4号 すみだ保健子育て総合センター 2 階
生活衛生課	
保健予防課	
健康推進課	

墨田区保健衛生協議会

地域保健対策の円滑な実施及び区民の健康増進を図るため、地域保健法などに基づいて墨田区保健衛生協議会条例を制定し墨田区保健衛生協議会を設置している。

第2節 対人保健活動

1 母子保健

妊産婦及び乳幼児に対し各種の健康診査や訪問指導を行うとともに、出産準備クラス、育児学級、ゆりかご・すみだ事業、産後ケア事業などにより母子の健康管理に努めている。

訪 問 指 導 件 数

(令和6年度 単位：人)

区 分 保健センター	妊 産 婦 訪問指導	新 生 児 訪問指導	乳 児 訪問指導	未 熟 児 訪問指導
	延 人 員	延 人 員	延 人 員	延 人 員
向 島	503	507	25	3
本 所	779	733	54	17
健 康 推 進 課	794	789	57	11
計	2,076	2,029	136	31

ゆりかご・すみだ事業

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目的として、平成27年11月から保健師等の専門職が妊婦に対し面接を行い、必要な支援を実施している。面接を行った妊婦には、育児負担軽減のための育児パッケージを配布するとともに、継続して支援が必要な妊婦については、支援プランを作成し、関係各所と連携して支援を行っている。令和6年度は2,593人に対し面接を行い、497件の支援プランを作成した。

妊婦のための支援給付事業（旧出産・子育て応援交付金事業）

子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設され、児童福祉法の「妊婦等包括相談支援」と効果的に組み合わせて妊娠期から出産・子育て期にわたって、切れ目ない支援を実施する。

妊婦支援給付金は、1回目支給で5万円、2回目支給で子どもの人数×5万円を現金又は電子クーポンにて支給する。

バースデーサポート事業

1歳を迎えた幼児を育てる家庭の子育てを支援するため、子育てアンケート

を実施し必要に応じた支援に繋げるとともに、家事・育児パッケージや子育てハンドブック等を配付している。家事・育児パッケージでは、家計を同一にして養育している18歳未満の子どもを、年齢の高い順に第1子、第2子と数え、第1子は6万円分、第2子は7万円分、第3子以降は8万円分の電子クーポンを配付している。

産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図ることを目的とし、産後ケア利用料の一部を助成している。産後ケア事業は、産後1年未満の母子を対象としており、病院等の施設に宿泊して支援を実施する「宿泊型産後ケア」、病院や助産所、自宅で乳房ケアや育児相談等を実施する「外来型産後ケア」・「訪問型産後ケア」がある。さらに令和4年8月から母子が休養できる施設において支援を実施する「日帰り型産後ケア」を開始した。

令和7年4月から宿泊型産後ケアの利用拡大を目的として一日当たり2,500円の利用者負担額への助成を行っている。

なお、宿泊型及び日帰り型産後ケアは、施設の体制により、受入れ可能な月齢が異なっている。

産後ケア事業

(令和6年度)

	延べ日(回)数	利用者数
宿泊型産後ケア	1,341日	385人
日帰り型産後ケア	327回	307人
外来型産後ケア	842回	649人
訪問型産後ケア	426回	381人
計	2,936日(回)	1,722人

新生児聴覚検査

早期に聴覚異常が発見され適切な支援が行われた場合、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために、新生児を対象として新生児聴覚検査を行っている。なお、検査の結果、さらに精密検査が必要な場合は、精密健康診査受診票を交付している。

新生児聴覚検査実施状況

(令和6年度)

	実施 件数	初回検査	確認検査		未実施	精密検査結果				未実施
		リファアー (要再検)	パス (反応あり)	リファアー (要再検)		一側性 難 聴	両側 難聴	正常	評価 不能	
計	2,173	39	14	15	10	5	1	7	1	1

出産準備クラス

妊娠中の健康管理や親となる心構えと育児の実際を伝えることにより、妊娠中の不安の解消や産後に安心して育児ができるように各講座を実施している。
他に、パパのための出産準備クラスも実施している。

出産準備クラス

(令和6年度)

開催回数	参加者数
71	1,364

パパのための出産準備クラス

(令和6年度)

開催回数	参加者数
30	1,327

育児学級

乳児（２か月児、５～６か月児）をもつ母親を対象に、毎月定期的に子育ての知識と方法を学べる学級を開催している。

育児学級

（令和６年度）

保健センター 区分	開催回数	参加者数
向 島	28	258
本 所	28	194
健康推進課	38	595
計	94	1,047

３～４か月児健康診査

乳児の健康の保持増進を図るため、生後３～４か月児を対象に健康診査及び健康相談を実施している。なお、診査の結果、精密健康診査を必要とする乳児に対しては、専門の医療機関で受診できるよう精密健康診査受診票を発行し、その費用を公費負担している。

３～４か月児健康診査

（令和６年度）

保健センター 区分	対象者数	受診者数	受 診 率	有所見者数	有所見者率
向 島	489人	466人	95.3%	294人	63.1%
本 所	697人	670人	96.1%	384人	57.3%
健康推進課	895人	862人	96.3%	522人	60.6%
計	2,081人	1,998人	96.0%	1,200人	60.1%

（他自治体からの受託含める）

6～7・9～10か月児健康診査

6～7・9～10か月児に対しては、乳児健康診査受診票を交付し、委託した医療機関で健康診査を実施している。

なお、乳児健康診査受診票は、3～4か月児健康診査時に交付している。

6～7・9～10か月児健康診査

(令和6年度)

区分		対象者数	受診者数	受診率	有所見者数	有所見者率
医療機関 実施分	6～7か月児	2,081人	1,889人	90.8%	73人	3.9%
	9～10か月児	2,081人	1,836人	88.2%	72人	3.9%

1歳6か月児健康診査

1歳6か月の幼児に対し、身体面、行動面、心理面、歯科等の健康診査と指導を行っている。健康診査は、医療機関に委託しており、歯科健康診査、育児相談、栄養指導・相談及び心理相談を実施している。なお、診査の結果、精密健康診査を必要とする幼児に対しては、専門の医療機関で受診できるよう精密健康診査受診票を発行し、その費用を公費負担している。

1歳6か月児健康診査

(令和6年度)

区分	対象者数	受診者数	受診率	有所見者数	有所見者率
医療機関実施分	1,877人	1,764人	94.0%	126人	7.1%

※医療機関実施分

1歳6か月児の歯科健康診査・栄養指導・心理相談

(令和6年度 単位：人)

保健センター 区分	対象者数	歯科健康診査・ 栄養・保健指導者数	心理相談者数
向島	476	459	81
本所	597	563	107
健康推進課	804	767	135
計	1,877	1,789	323

※各センターでの実施分

※歯科については、9 歯科口腔保健に掲載している。

3 歳児健康診査

幼児期において、身体発育及び精神発達の面で最も重要である3歳児に対して、医師、心理相談員等による総合的健康診査を行い、その結果に基づき保健指導や栄養相談を行っている。診査の結果、精密健康診査を必要とする幼児に対しては、専門の医療機関で受診できるよう精密健康診査受診票を発行し、その費用を公費負担している。

健康診査当日は、併せて3歳児歯科健康診査を実施している。

3 歳児健康診査

(令和6年度)

保健センター	区分	対象者数	受診者数	受診率	有所見者数	有所見率
向島		530人	493人	93.0%	293人	59.4%
本所		531人	505人	95.1%	271人	53.7%
健康推進課		672人	673人	100.1%	424人	63.0%
計		1,733人	1,671人	96.4%	988人	59.1%

3 歳児経過観察健康診査心理判定

(令和6年度)

保健センター	区分	受診予約者数	受診者数	初診・再診内訳		受診率	初診者の有所見者数	初診者の有所見率
				初診者数	再診者数			
向島		28人	26人	19人	7人	92.9%	18人	94.7%
本所		17人	16人	10人	6人	94.1%	10人	100%
健康推進課		35人	35人	24人	11人	100%	24人	100%
計		80人	77人	53人	24人	96.3%	52人	98.1%

3 歳児視力検診

幼児の視機能の異常を早期に発見するため、3歳児健康診査と併せて行っている。診査の結果、精密健康診査を必要とする幼児に対しては、専門の医療機関への受診を勧奨し、その費用を公費負担している。

3 歳児視力検診

(令和 6 年度 単位：人)

保健センター	区分	検査実施者数	要 再 検 査	要精密検査者数	そ の 他
	向 島	493	0	26	1
	本 所	503	0	36	0
	健康推進課	673	1	31	8
	計	1,669	1	93	9

3 歳児聴覚検診

幼児の聴覚の異常を早期発見するため、3 歳児健康診査と併せて行っている。診査の結果、精密健康診査を必要とする幼児に対しては、専門の医療機関への受診を勧奨し、その費用を公費負担している。

3 歳児聴覚検診

(令和 6 年度 単位：人)

保健センター	区分	検査実施者数	要 再 検 査	要精密検査者数	そ の 他
	向 島	493	1	31	2
	本 所	503	0	24	3
	健康推進課	673	0	33	8
	計	1,669	1	88	13

② 栄養指導

健康増進法等に基づき、地域住民の健康の維持増進、疾病及び介護予防のために食生活改善の促進を図ることを目的として栄養に関する事業を行っている。健康セミナー、食生活講習会、各種事業に際して栄養指導を実施しているほか、特定給食施設に対しても助言や指導を行っている。

③ 感染症予防

感染症の発生・流行を未然に防ぐため、住民に対して普及・啓発を図るとともに、感染症患者の発生の際には、速やかに患者や接触者の調査を行い、隔離・消毒などの措置によりまん延防止に取り組んでいる。

感染症発生動向調査

感染症の発生及びまん延の防止を図るため感染症法に基づき、区内医療機関から報告を受けて感染症の発生状況を把握・分析し、医療機関や区民に対し情報提供を行っている。

感染症発生状況

(令和6年度)

感 染 症 名	分 類	件 数
腸 管 出 血 性 大 腸 菌 感 染 症	3 類	17
細 菌 性 赤 痢	3 類	2
腸 チ フ ス	3 類	2
パ ラ チ フ ス	3 類	0
A 型 肝 炎	4 類	0
E 型 肝 炎	4 類	1
エ ム ボ ッ ク ス (サ ル 痘)	4 類	0
デ ン グ 熱	4 類	3
マ ラ リ ア	4 類	0
レ ジ オ ネ ラ 症	4 類	5
レ プ ト ス ビ ラ 症	4 類	0
ア メ ー バ 赤 痢	5 類	2
ウ イ ル ス 性 肝 炎	5 類	1
カルバペネム耐性腸内細菌感染症	5 類	0
クロイツフェルト・ヤコブ病	5 類	0
急 性 脳 炎	5 類	2
クリプトスポリジウム症	5 類	2
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	5 類	7
後天性免疫不全症候群	5 類	9
侵襲性インフルエンザ菌感染症	5 類	1
侵襲性髄膜炎菌感染症	5 類	2
侵襲性肺炎球菌感染症	5 類	12

破	傷	風	5 類	0
水		痘	5 類	2
梅		毒	5 類	36
風	し	ん	5 類	0
麻	し	ん	5 類	0
百	日	咳	5 類	2
合		計		108

※結核（2 類）については別掲

感染症診査協議会

感染症法に基づき設置され、月 2 回開催している。主な審議内容は、1 類・2 類感染症患者に対する治療の適否及び治療費の公費負担並びに勧告入院の措置又は延長及び就業制限等についてである。

予防接種

市区町村は、定期予防接種の実施主体とされ実施体制の整備、健康被害に対する救済給付、公告、積極的勧奨（一部の疾病）、予防接種台帳の作成などの法定事務を行っている。

なお、定期の予防接種の A 類疾病（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん^{※1}、日本脳炎、結核、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症^{※2}、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス感染症）の対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないとされているが、B 類疾病（インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症）の対象者については努力義務が課されていない。

その一方で、予防接種法に基づかない任意の予防接種については、区の独自事業として、子どもの麻しん及び風しん予防接種（定期予防接種の対象外）、大人の風しん予防接種（先天性風しん症候群予防）、带状疱疹予防接種^{※3}の費用助成を実施している。また令和 6 年度においては 4 月からおたふくかぜ予防接種、高齢者の肺炎球菌予防接種（定期予防接種の対象外。6 年度限り。）、8 月からは男性用ヒトパピローマウイルス感染症予防接種、10 月からは小児インフルエンザ予防接種の費用助成を開始した。

※1 平成31年2月、予防接種法施行令が一部改正され、令和4年3月31日までの間に限り、風しんに係る公的接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性が風しんの定期接種の対象者として追加された（風しんの追加的対策）。なお、令和4年2月16日付け厚生労働省通知により、令和7年3月31日まで期間延長となった。

さらに、令和7年3月11日付け厚生労働省通知により、ワクチンの偏在等を理由に予防接種を受けられなかった抗体検査既受診者で低抗体であった者を対象として令和9年3月31日までの特例延長となった。

※2 厚生労働省の通知に基づき、平成25年6月14日からヒトパピローマウイルス感染症の予防接種（子宮頸がん予防ワクチン）の積極的勧奨を差し控えていたが、令和3年11月26日付け厚生労働省通知により、令和4年4月より順次積極的勧奨を再開することが決定した。これに伴い、令和4年度は中学1年生から高校1年生相当年齢の女子に予防票を送付し、令和5年度以降は中学1年生相当年齢の女子に予防票を送付することとした。

また、令和4年3月18日付け厚生労働省通知により、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃したとされる平成9年度から平成17年度生まれの女性に向けたキャッチアップ接種を令和4年度から令和6年度まで行うことが決定したため、これらの対象者へ予防票を送付した。

さらに、令和7年3月、予防接種法施行令が一部改正され、ワクチンの供給不足等の理由により、平成9年度から平成20年度までに生まれた女性で令和4年度から令和6年度の間に1回以上接種をした者については、経過措置として令和7年度においても接種の対象とすることが決定された。

※3 令和7年3月、予防接種法施行令が一部改正され、令和7年4月より定期接種となることが決定した。なお、任意予防接種については、定期予防接種の対象外の者に対して、費用助成を継続する。

予防接種法に基づく予防接種実施状況

(令和6年度 単位：件)

区 分	ヒブ (Hib)	小 児 用 肺炎球菌	B型 肝炎	ジフテリア 破 傷 風	不活化 ポリオ	五種 混合	四種 混合	BCG	ロタ	
実施件数	2,846	7,989	6,001	1,271	1	5,139	3,046	2,014	5,071	
区 分	麻しん 風しん	麻しん (単独)	風しん (単独)	日本 脳炎	ヒトパピローマ ウイルス感染症	水痘	風 し ん (追加的対策)	高齢者 インフルエンザ	高齢者用 肺炎球菌	新型 コロナウイルス
実施件数	3,549	0	0	6,815	7,443	3,533	110	33,607	442	19,040

※四種混合は、ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオの混合ワクチン

※五種混合は、ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ・ヒブの混合ワクチン

任意の予防接種費用助成実施状況

(令和6年度 単位：件)

区 分	子 ど も					
	麻しん 風しん	麻しん (単独)	風しん (単独)	おたふく かぜ	ヒトパピ ローマウ イルス感染症 (男性)	小児 インフル エンザ
実施件数	26	0	0	3,086	299	18,127

区 分	大 人			
	麻しん 風しん	風しん (単独)	帯状疱疹	高齢者用 肺炎球菌
実施件数	515	34	3,389	105

性感染症予防

性感染症予防の正しい知識の普及を図るとともに、早期発見、早期治療を徹底するため、電話・来所による相談を随時受けているほか、月1回の血液検査（HIV・梅毒）を行っている。

また、近年、都内での梅毒患者が急増しており、区においても医療機関からの届出件数が増加していることから、緊急対策として令和5年度より月1回の血液検査とは別に年2回の即日検査（HIV検査と同時実施）を開始した。

エイズ対策

今日、エイズ（後天性免疫不全症候群）は、我が国でも重大な社会問題となっている。まん延を予防し、制圧するには、予防に関する正しい知識の普及・啓発が重要である。電話・来所による相談を随時受けているほか、月1回の血液検査日には相談の機会を設けている。

性感染症予防、エイズ対策実施状況

（令和6年度）

区 分	電話相談	来所相談	抗体検査数	カウンセリング
通常検査 実施件数	16	155	81	11
即日検査 実施件数	16	118	118	9

ハエ・カ対策

身近なハエ・カの発生源の除去について普及啓発を図るとともに、道路や公園等の雨水マスにはカの防除のため、ボウフラの成長抑制剤を投入している。

ねずみ対策

家屋へのねずみの侵入防止方法等について、通年、窓口相談を行っており、必要に応じて殺そ剤を配布している。

4 結核予防

我が国の結核患者の発生は、近隣アジア諸国に比べ低い水準にあり、米国等他の先進国の水準に年々近づいている。

保健所では、結核患者の早期発見と感染防止を目的として、健康診断等を行っている。

また、医師から届出のあった患者については、結核患者登録票により管理し、適正な医療と療養支援により回復につなげ家庭をはじめ周囲への感染防止を図っている。

結核サーベイランス事業

結核患者の発生状況、受療状況等の情報を収集し、その詳細な分析を行うことにより患者の特性を的確に把握し、対策につなげている。

結核発生状況

(令和6年)

結核患者数	潜在性結核患者数	計
24	11	35

5 精神保健福祉

複雑化した社会の中で、精神障害者に対する施策が重要となっている。精神保健福祉事業は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、精神障害者等の福祉の増進及び区民の精神保健の向上を図ることを目的としている。

また、「自殺対策基本法」及び「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策事業を実施している。

心の健康相談

専門医による相談（月2回、予約制）、保健師等による相談や訪問指導を行っている。

家族の会

こころの病を抱える方の家族を支援するため、家族の会を開催している。

思春期相談

思春期・青年期における、うつや自傷行為、自殺未遂、暴力、発達障害、ひきこもり、不登校などの心配がある方やその家族などを対象に、毎月1回、精神科医及び臨床心理士による相談事業を実施している。

依存症相談

アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症やそれに伴う家族への影響を含め、依存症全般について、専門医による相談を実施している。

平成28年度からは、依存症の方の家族を対象としたファミリーメンタル相談を実施している。

精神保健普及啓発事業

区民の精神的健康の保持と向上を図るため、一般区民を対象に専門医等による講演会を開催している。この他、うつ予防講演会、発達障害、ひきこもり、不登校などをテーマとした思春期講演会、依存症全般について啓発を行う依存症講演会を実施している。

また、当事者の家族を対象とした専門医等による精神保健講座（こころの病がある方の家族のための連続講座）を実施している。

精神保健実施状況

(令和 6 年度)

健康推進課 項目	総 数			向 島 (4月～10月)			本 所 (4月～10月)			すみだ保健子育て総合センター (11月～3月)		
	回数	来所	訪問数	回数	来所	訪問数	回数	来所	訪問数	回数	来所	訪問数
心の健康相談	27	42	0	10	19	0	7	6	0	10	17	0
思春期相談	23	29	0	—	—	—	14	20	0	10	9	0
家族会	12	89	—	4	28	—	3	22	—	5	39	—
依存症・ファミリーメンタル相談	18	30	—	11	17	—	—	—	—	7	13	—

精神障害者自立支援給付事業所運営補助事業

精神障害者の社会復帰促進を図るため、作業訓練や生活訓練等の社会適応訓練を行う団体等の運営する施設に対して、運営費等の助成を行っている。

精神保健福祉相談・障害福祉サービスの利用に関する相談助言

こころの健康問題を抱えている当事者や家族及び関係者を対象に、保健師等による相談助言を行っている。また、障害福祉サービスの利用に関する相談や申請手続きの支援を行っている。

施 設 の 事 業 状 況

(令和6年度)

名 称	開 所 日 数 (日)	通所者延人数 (人)
隅 田 作 業 所	264	4,097
す み だ 花 工 房	246	3,312
ル ー パ ス	239	3,726
ユ ニ ー ク 工 芸	243	2,037
おいてけ堀かっぱ堂	243	1,235
ユニークジョブサポート (就労移行支援)	243	109
ユニークジョブサポート (就労継続支援B型)	243	2,046
こ ら ー る カ フ ェ	239	1,559
は あ と ぴ ー す	243	2,164
錦糸町就労支援センター (就労移行支援)	243	1,997
錦糸町就労支援センター (就労継続支援B型)	243	5,413
カ ラ コ ネ オ フ ィ ス	263	4,395
たすけあい墨田事業所	243	3,623

地域活動支援センター

こころの病を持ちながら地域生活を営む方とその家族等が持つ悩みや不安に対する相談や支援を行い、本人の自立と社会復帰を促すとともに、家族等の身体的、精神的な負担の軽減を図るため、開設している。

(令和6年度)

名 称	所 在 地	施設規模	利用者延人数
墨田区精神障害者地域生活支援センター友の家(社) おいてけ堀協会	太平1-11-7 グランドステータス KIYA 4階	100.82㎡	6,025人

自殺対策事業

平成28年度に改正された自殺対策基本法に基づき、平成31年3月に「墨田区自殺対策計画」を策定し、全庁的な連携による「生きる支援」を推進している。

区、関係機関、民間団体・企業、区民が自殺対策についての共通理解を深め、連携するためのネットワーク会議を開催し、各関係機関のネットワーク構築を図っている。

相談窓口案内リーフレット、未遂者支援リーフレット、ゲートキーパー手帳の作成、自殺予防に関する普及啓発、ゲートキーパー研修等を行っている。

また、令和元年度に若者の居場所づくり支援として、こころの悩みや生きづらさを感じている若者が自宅以外で安心して過ごせる居場所(すみだみんなのカフェ)を定期的に開催し、ストレスへの対処法やソーシャルスキルを身につけ、前に進むための支援を実施している。

また、ハイリスク対策としてかかりつけ医が区の健康診査の問診項目等から対象者を抽出し、必要に応じて専門医療機関へつなげている。さらに、東京都自殺対策強化月間(9月、3月)期間中に合わせて、区役所1階に「こころの相談窓口」を設置する他、ひきふね図書館で企画展を行っている。

ゲートキーパー研修

(令和6年度)

回 数	対 象	人 数
6	小中学校教職員、薬剤師会会員、環境衛生協会、区民、区職員等	295

普 及 啓 発

(令和6年度)

場 所	内 容
ひ き ふ ね 図 書 館	2月21日～3月20日 「こころのメンテナンス」

ハ イ リ ス ク 対 策

(令和6年度)

	件 数
かかりつけ医より専門医療機関に紹介された件数	106
自殺対策強化月間「こころの相談窓口」相談件数	3

⑥ 成人・高齢者保健

老人保健法に基づく保健事業に関し、その推進に努めてきたところであるが、平成20年度からは、健康増進法に基づき事業を推進している。

健康教育

生活習慣病の予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図り、壮年期からの健康の保持・増進を実施している。

健康相談事業

健康推進課では、随時健康相談を実施している。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

令和2年4月医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、令和3年度から、後期高齢者医療被保険者のうち生活習慣病やフレイル等の健康上のリスクが高い者に対して、専門職（保健師、管理栄養士、歯科衛生士等）が働きかける高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業（ハイリスクアプローチ・ポピュレーションアプローチ）を展開している。

施 策	事業種別	対 象	内 容	実施状況 (延件数)
健診結果等を活用した重症化予防対策	高血圧・高血糖未治療者、腎機能低下・心房細動基準該当者への個別支援	75歳以上健診受診者のうち該当者	専門職の訪問等による生活習慣病等の保健指導	電話相談等：157 訪問等：25
健診未受診者対策	健康状態不明者の状態把握	健診、医療・介護レセプト等で健康状態が確認できない者	専門職の訪問等による受診状況把握及び受診勧奨	電話相談等：49 訪問等：9 アンケート調査：75
フレイル対策	低栄養等に関する個別支援	75歳以上健診受診者のうち該当者	専門職の訪問等による栄養等の保健指導	電話相談等：170 訪問等：45
多剤服薬（ポリファーマシー）対策	多剤服薬の基準該当者への個別支援	15剤以上の処方薬が15日以上あった者	墨田区薬剤師会に委託業務	面談等：11

墨田区保健事業等地域連携検討会

区の糖尿病対策について協議するため、平成30年度から令和元年度にかけて、墨田区医療連携推進協議会に「糖尿病連携部会」を設置し、各関係機関の役割、連携体制づくりに取り組んだ。また、令和2年度には、生活習慣病の対策を推進するため「生活習慣病対策部会」を設置し関係機関との連携について協議を実施した。

さらに、すみだ健康づくり総合計画やデータヘルス計画等に基づき、保健・医療・介護の情報を詳細に分析した。区の健康課題について関係機関と連携して取組むため、令和3年度から墨田区保健事業等地域連携検討会を開催し、生活習慣病予防と合わせてフレイル予防についても検討している。

墨田区版健康経営支援事業

令和4年度より「従業員の健康が会社の生産性を高める」という考えのもとに推進されている「健康経営」を、地域・職域連携推進事業の一つとして位置づけ、区内の中小企業等における従業員の健康増進に向けた取組を促進している。

「すみだ健康チャレンジ宣言制度」では、健康経営に取り組むことを宣言した区内企業等に、協力企業（健康経営サポーター）による伴走支援をはじめとするサービスを提供し、取組をサポートしている。また、「すみだ健康経営顕彰制度」では、優れた健康経営に取り組む区内企業等の顕彰を行い、健康経営の取組による社会的評価を得られる環境を整備している。

7 生活習慣病予防

がん、脳卒中、心臓病等生活習慣病の早期発見と健康管理知識の普及を図るため、区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会等、関係機関の協力を得て、健康診査やがん検診などを行っている。

健康診査は、血液検査のほか、尿検査、胸部エックス線検査、心電図検査等を実施している。

平成20年度から各医療保険者に義務付けられた「特定健康診査・特定保健指導」の実施に伴い、各種健康診査の体制の見直しを行った。平成19年度まで実施していた40歳以上の区民健康診査（夜間・土日健康診査含む）、節目健康診査、61歳以上の健康診査は、特定健康診査、75歳以上の健康診査等に移行した。

また、平成28年9月には、がん検診・健康診査等の申込み・問合せに関する専用コールセンター「すみだ けんしんダイヤル」を開設した。

なお、特定健康診査、75歳以上の健康診査及び生活習慣病予防健康診査については、令和2年度から、江東区内の一部医療機関でも実施している。

若年区民健康診査

受診機会のない16歳から39歳までの区民を対象に、医療機関で実施している。

特定健康診査・特定保健指導

墨田区国民健康保険に加入している40歳から74歳までの区民を対象に、特定健康診査を医療機関で実施している。また、健診結果により、生活習慣の改善が必要な方に、特定保健指導等を実施している。

75歳以上の健康診査

後期高齢者医療制度に加入している75歳以上（障害認定の場合は65歳以上）の区民を対象に、医療機関で実施している。

生活習慣病予防健康診査

生活保護受給者や医療保険の変更のあった方、年度途中の転入者など、制度上、健康診査を受けることができない40歳以上の区民を対象に、医療機関で実施している。

各種健康診査及び特定保健指導

(令和6年度)

健診種別	受診者数	特定保健指導該当者数			特定保健指導利用者数		
		積極的支援	動機付け支援	計	積極的支援	動機付け支援	計
特定健康診査	15,702	462	907	1,369	55	138	193
75歳以上の健康診査	18,066						
生活習慣病予防健康診査	1,569						
若年区民健康診査	762						
合計	36,099	462	907	1,369	55	138	193

がん検診

がんの早期発見のため、胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診を実施している。あわせて健康管理の正しい知識の普及を図るとともに、要精密検査対象者に対しては精密検査の受診勧奨を行っている。これらのがん検診については、墨田区医師会及び検査機関等に委託し、実施している。

胃がん検診（胃部エックス線検査）、大腸がん検診及び肺がん検診は40歳以上の区民、胃がん検診（胃内視鏡検査）は50歳以上の区民、子宮頸がん検診は20歳以上の女性区民、乳がん検診（マンモグラフィ検査）及び子宮頸がん・乳がんセット検診は40歳以上の女性区民、前立腺がん検診は50歳から74歳までの男性

区民を対象として実施している。

また、各がん検診の受診機会は年度内に1回、胃がん検診（胃内視鏡検査）、子宮頸がん及び乳がん検診は2か年度に各1回としている。

なお、平成24年度からは30・35・40・50・60歳の区民を対象に、胃がんなどが発生しやすい状態であるかどうかを検査する胃がんリスク検査を実施している。

がん検診実施状況

（令和6年度）

種 別	受 診 者 数（人）	要精検者数（人）	要精検率（％）※
胃 が ん 検 診	5,249	155	3.0
大 腸 が ん 検 診	18,565	1,658	8.9
肺 が ん 検 診	9,076	218	2.4
子 宮 頸 が ん 検 診	7,540	161	2.1
乳 が ん 検 診	5,935	450	7.6
前 立 腺 が ん 検 診	990	87	8.8
胃がんリスク検査	1,334	132	9.9

※がん検診受診者のうち、精密検査が必要と判定された人（要精検者）の割合

8 健康づくり推進事業

すみだ健康区宣言（昭和59年10月7日）や「すみだ健康づくり総合計画」の趣旨を踏まえ、全ての区民が意欲的に健康づくりに取り組めるよう、健康づくりに対する知識の普及と啓発を行うとともに、地域と協働で健康づくりを進めるため、各種事業を展開している。

区民の健康寿命延伸事業

区民の健康寿命を延伸させるため、特に健康を維持する上での基本となる「健康的な食習慣の習得（野菜摂取量の向上）」と「身体活動・運動の向上（日常歩数の向上）」について重点的に取り組んでいる。

「野菜摂取量の向上」については、区民の野菜摂取量を1日350g以上にすることを目標に、野菜摂取量増加につながる取組の推進と、区全体が主体的に取り組む仕組みの構築をめざし、「野菜大好き！大作戦」を展開している。

また、「日常歩数の向上」については、民間企業や団体と協働で区民が主体的に身体活動・運動の向上に取り組める「ウォーキング大好き！大作戦」を展開し、ウォーキングマップの作成やウォーキングイベント等を実施している。

令和6年度のウォーキングイベントには427人が参加し、平均歩数は男性11,712歩、女性10,577歩であった。

たばこ対策（受動喫煙防止対策）

喫煙による健康への影響の理解と健康づくりを推進するため、普及啓発活動を行うとともに、禁煙外来を実施している医療機関や禁煙サポート薬局、インターネット禁煙マラソンなどの紹介や、妊産婦及び未成年者への喫煙防止対策を行っている。さらに、令和元年6月からは、禁煙を希望する区民を対象に、禁煙医療費用の助成を実施している。

また、令和2年4月1日の改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の全面施行を受けて、区内の施設や飲食店、事業所等の受動喫煙防止対策に取り組んでいる。

女性の健康づくり支援事業

3月の女性の健康週間に合わせて講座やイベント等を開催し、女性の健康に関する普及啓発を行っている。

区民健康体操

運動習慣を身に付けるきっかけとして、区民健康体操「すみだ花体操」を導入し、平成19年度から普及を始めた。

また、平成24年度から、すみだ花体操普及員を育成し、区民との協働により普及活動に取り組んでいる。

令和6年度に実施された普及員活動は585回で、参加者は9,689人であった。

AED（自動体外式除細動器）

救急救命活動の充実のため、庁舎、曳舟文化センター、すみだ共生社会推進センター、出張所、図書館、社会福祉会館、すみだ生涯学習センター及び小中学校など区内公共施設148箇所にAED（自動体外式除細動器）を設置している。

また、区民が参加する各種イベントの主催団体にAEDの貸出を行っており、令和6年度の貸出実績は30件であった。

9 歯科口腔保健

歯科口腔保健に関する事業を、向島歯科医師会、本所歯科医師会の協力を得て、次のとおり行っている。

- ① 歯科口腔保健に関する普及啓発
- ② 歯科疾患の予防及び口腔衛生に関する歯科保健指導
- ③ 歯科健康診査
- ④ 障害者及び要介護高齢者等の受診機会の確保

歯科保健事業の中で、母子歯科保健としては、主に（ア）1歳6か月児歯科健康診査・3歳児歯科健康診査（イ）歯科衛生相談事業（ウ）歯科保健指導（エ）「歯と口の健康週間」普及事業（オ）4歳児歯科健康診査（カ）妊産婦歯科健康診査（キ）育メン歯科健康診査を実施している。

成人歯科保健事業として、成人歯科健康診査及び後期高齢者歯科健康診査を実施しており、その他に歯科講習会等を通じた普及啓発や心身障害児（者）歯科相談等、在宅高齢者訪問歯科診療事業を行っている。

1歳6か月児歯科健康診査・3歳児歯科健康診査

1歳6か月児と3歳児を対象に、歯と口の健康の保持を目的として歯科健康診査を実施している。

歯科衛生相談事業

0歳から3歳までの乳幼児を対象として歯科健診・相談、歯みがき教室を実施し、歯科保健指導を通じて歯科疾患の予防に努めている。

歯科衛生相談事業

（令和6年度）

保健 センター	区分	歯科健診・相談		歯みがき教室	
		回数	受診人数	回数	参加人数
	向島	7	30	49	183
	本所	7	50	54	229
	健康推進課	5	51	48	183
	計	19	131	151	595

歯科保健指導

乳幼児から成人を対象に各種歯科保健指導を実施している。

歯科保健指導

(令和6年度)

保健 センター	区分	乳幼児			成人	総計
		1歳6か月児	その他	計		
向島	回数	14	70	84	3	87
	人数	459	315	774	363	1,137
本所	回数	17	75	92	2	94
	人数	563	387	950	372	1,322
健康 推進課	回数	15	68	83	1	84
	人数	767	455	1,222	80	1,302
計	回数	46	213	259	6	265
	人数	1,789	1,157	2,946	815	3,761

「歯と口の健康週間」普及事業

毎年6月の「歯と口の健康週間」に合わせた普及事業を、向島歯科医師会、本所歯科医師会に委託して実施し、令和6年度は、合わせて1,024人の参加があった。

4歳児歯科健康診査

令和5年度から、4歳児を対象に区内歯科医療機関での歯科健康診査を開始し、令和6年度は、429人が受診した（受診率23.2%）。

妊産婦歯科健康診査

平成18年度から、妊娠中の区民を対象に区内歯科医療機関での歯科健康診査を開始し、平成29年度には、妊娠中から産後1年未満まで受診可能とした。令和元年度には妊娠中に1回、産後1年未満の間に1回の計2回受診可能とし、令和6年度は、1,425人が受診した（受診率53.4%）。

妊婦中及び出産後の受診者数・受診率（令和6年度）

		計
健診票交付数		2,667
受診者数	妊娠中の受診	1,042
	出産後の受診	383
	計	1,425
受診率		53.4%

育メン歯科健康診査

令和5年度から、妊産婦のパートナーを対象に区内歯科医療機関での歯科健康診査を開始し、令和6年度は439人が受診した（受診率16.5%）。

成人歯科健康診査

平成11年5月から、35歳の女性及び40歳の男女を対象に区内歯科医療機関での歯科健康診査を開始した。平成12年度には45歳を、平成17年度には50・55・60・65・70歳を、平成20年度には20・25・30歳及び35歳の男性を対象に加え、さらに、平成27年度に75歳を対象に加えた。

なお、75歳は平成30年度から後期高齢歯科健康診査に移行した。

年齢別受診者数・受診率 (令和6年度)

	20歳	25歳	30歳	35歳	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	計
対象者数	2,063	4,863	6,075	4,566	4,370	4,169	4,550	4,145	3,379	2,479	2,460	43,119
受診者数	198	453	645	506	475	480	500	454	462	397	442	5,012
計	9.6%	9.3%	10.6%	11.1%	10.9%	11.5%	11.0%	11.0%	13.7%	16.0%	18.0%	11.6%

後期高齢者歯科健康診査

平成30年10月から、75歳及び79歳の区民を対象に、区内歯科医療機関での歯科健康診査を開始した。令和2年度には77歳を、令和4年度には81歳を、令和6年度には83歳を対象に加えた。

年齢別受診者数・受診率 (令和6年度)

	75歳	77歳	79歳	81歳	83歳	計
対象者数	3,119	3,267	1,640	2,295	2,201	12,522
受診者数	608	548	306	384	189	2,035
計	19.5%	16.8%	18.7%	16.7%	8.6%	16.3%

心身障害児（者）歯科相談等

心身に障害のある区民を対象に、平成元年５月にすみだ福祉保健センター内に「ひかり歯科相談室」を開設し、令和６年１１月にはすみだ保健子育て総合センター内に移転し、次の事業を行っている。

①第１～第４土曜日は、向島歯科医師会、本所歯科医師会の協力による「歯科健康診査・相談」及び歯科衛生士による「予防指導・予防処置」

②月１回水曜日は、歯科衛生士による「予防指導・予防処置」

令和６年度は、「歯科健康診査・相談」、「予防指導・予防処置」を合計６０回実施し、受診・利用人数は延べ４１６人であった。

③区内の通園・通所施設、福祉作業所での歯科保健指導 合計２５回１４１人

在宅高齢者訪問歯科診療事業

平成６年４月から、向島歯科医師会、本所歯科医師会に委託して、在宅において療養を行っており、疾患、傷病等により、歯科診療を受けるために通院することが困難な原則として６５歳以上の高齢者に対して訪問歯科診療を実施している。

令和６年度は、４９件の訪問歯科診療を行った。

10 地域保健活動

保健師は乳幼児から高齢者までのあらゆる世代の健康の保持増進や疾病の予防・早期発見のための保健活動を行っている。保健師は地区担当制をとり、電話や面接、家庭訪問等によって、健康相談等を行うとともに、関係機関との連携をとり、区民の健康課題の解決を図っている。加えて、地域の健康上の問題点を明らかにし、地域住民の健康水準向上に取り組んでいる。

第3節 環境保健活動

1 環境衛生

区民の日常生活に密接な関係にある理容所・美容所・クリーニング所や興行場、旅館業、公衆浴場の施設を対象に、許認可事務や各種届出受理事務及びこれらの施設の監視指導、各種理化学検査を実施している。また、監視指導の一環として、営業者に対する講習会等を開催して衛生教育を行い、さらに各業界の自治指導員制度を活用し、自主管理の徹底を指導している。

このほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律該当施設やプールへの立入検査を実施し、快適な施設環境の確保に努めている。

化製場等に対しては、衛生的な処理・管理について指導している。

環境衛生関係施設数

(令和 7. 3. 31 現在)

総 数	環 境 衛 生 関 係 営 業									化製場等
	小計	理容所	美容所	クリーニング所	興行場	旅館業	公衆浴場	プール	その他	
2,203	2,121	184	639	210	23	753	34	46	232	82

2 住居衛生

住まいの衛生

住宅におけるダニ・カビの発生など、住まいの相談に対し、住まい方の改善や害虫防除の指導を進めている。また、アレルギー疾患の原因となるといわれているチリダニについて、「チリダニ除去の助言指導」を実施している。

水の衛生

ビル・マンションの飲料水タンクについて、規模に応じた指導を行っている。また、飲料水の衛生や安全性については、様々な相談が寄せられる。そこで「タンク水の衛生相談」の実施や広報活動により、給水施設の衛生管理の知識の普及に努めている。

水道施設数

(令和 7. 3. 31 現在)

	届出施設数
水道施設	549

③ 食品衛生

区民の食生活の安全を確保するため、食品衛生関係法規に基づき、食品製造、販売等の営業に対する許認可事務のほか、これらの施設を対象に、食品衛生監視員による監視指導を行い、不良食品等の排除に努めている。また、消費者、営業者に対しては講習会や街頭相談等のイベントを開催し、食品衛生の普及と啓発に努めている。

食品衛生関係施設数

(令和 7. 3. 31 現在)

総 数	業 種 別 内 訳				
	飲食店 営 業	菓 子 製 造 業	左記以外 の許可営業	届 出 営業等	※ふぐ取扱 営業(再掲)
7, 645	4, 660	436	544	2, 005	60

※「ふぐ取扱営業」は、「飲食店営業」と「左記以外の許可営業」、「届出営業等」から再掲

監視指導

食品関係施設には通常監視指導として、食品衛生監視員が立ち入り、施設の管理と食品の取り扱いについて、衛生上の監視指導や食品の抜き取り検査、衛生管理上の細菌検査などを行っている。また、食中毒予防等衛生管理の向上を図るため、事業者に対してHACCPに沿った自主管理の取組みを支援し、事故防止に努めている。

特別監視指導として、例年6月～8月に食中毒対策の一環として夏期一斉監視指導を、正月用食品等が大量に流通する12月には歳末一斉監視指導を実施している。また、ノロウイルス対策、適正な食品表示のための監視指導など状況に応じた監視を実施している。さらに、夜間営業施設の監視指導を行うとともに、隅田川花火大会、すみだまつり、慰霊祭等の行事やイベントの際には、食品を取り扱う出店者等に対する監視指導を実施している。

なお、平成16年度からは、食品衛生法の改正に伴い、区民等の意見を取り入れた監視指導計画を作成して事業を実施している。

食中毒の調査

食中毒が発生した場合や、食中毒の疑いがあるとして医療機関等から届出がなされた場合、原因食品の追及、原因物質の検索、汚染経路の追及等を行い、事故拡大の防止に努めるとともに、再発防止の措置を取っている。

また、他自治体で発生した食中毒事件の患者が区内の在住者又は在勤者の場合には、関連調査として患者の調査を実施している。

食中毒発生状況

(令和6年度)

発 生 年 月 日	原因となった 施 設	発症 者数	原 因 食 品 病因物質名	食中毒事件の概要	行政措置
R6.10.17	飲 食 店 営 業 (一 般)	2名	令和6年10月3 日に調理・提 供した料理 カンピロバク ター・ジェ ジュニ	飲食店を利用した1グ ループ(2名) から、消 化器症状を呈する食中 毒が発生	営業停止 7日間 合計7日間
R7.2.28	飲 食 店 営 業 (一 般)	12名	令和7年2月27 日に提供した 宴会料理 ノロウイルス	飲食店を利用した1グ ループ(20名) から、消 化器症状を呈する食中 毒が発生	営業停止命令 4日間 営業自粛 3日間 合計7日間

食品等の収去試験検査

(令和6年度)

	総 数	国 産 品	輸 入 品
検 査 数	164	158	6
不 良 数	1 (1)	0 (0)	1 (1)

() は不良数のうち法違反の数

食鳥肉の安全確保

食鳥肉の安全を確保するため、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」により立入検査を実施し、監視指導を行っている。

食鳥関係施設数

(令和 7. 3. 31 現在)

	施 設 数	監 視 数
認 定 小 規 模 処 理 場	6	7
届 出 食 肉 販 売 業 者	1	2

4 動物の愛護と管理

狂犬病予防

狂犬病予防及び犬の適正飼養啓発の事務を行っている。

犬の飼い主には犬の登録と狂犬病予防注射が義務付けられている。飼い主は毎年1回4月から6月の間に犬に狂犬病の予防注射を済ませ、注射済票の交付を受けなければならない。区では東京都獣医師会と協力してこの時期に公園等で集合注射を実施し、注射済票の交付を行っている。

また、犬によるこう傷事故防止や、犬などペットの適正な飼い方の普及啓発を行っている。

犬の登録数

(単位：頭)

令和5年度末登録犬数	登録犬数 (新規・転入)	登録消除数 (死亡・引き取り・転出)	令和6年度末登録犬数
8,456	1,356	1,106	8,706

飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費助成

飼い主のいない猫の繁殖を抑え、猫の糞尿等による区民の生活環境に対する被害及び迷惑を未然に防止し、良好な生活環境の保持及び動物愛護思想の普及を図っている。

この取組を行う区民の地域活動を支援するため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を受けさせる区民や町会・自治会に手術費用の助成を行っている。

(単位：頭)

令和6年度に手術費を助成した猫の数	メス	オス
75	35	40

5 医事衛生

医療法等に基づき、診療所等の許可、届出事務を行うとともに、必要に応じて施設に立ち入り、清潔保持の状況、構造設備、帳簿書類等を検査している。

また、医師法等に基づき、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等の医療従事者の免許に関する経由事務を行っている。

その他、病院の許可、届出について、東京都への経由事務を行っている。

医療施設等

(令和 7. 3. 31 現在)

病 院※		診 療 所		歯 科 診療所	助 産 所		衛 生 検査所
施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	施設数	病床数	施設数
13	2, 381	251	37	193	14	1	2

※病院（東京都が許可）の施設数及び病床数については、令和6年6月1日基準。
（東京都保健医療局発行「医療機関名簿（令和6年）」による。）

医療従事者届出取扱件数

(令和4. 12. 31現在)

医師	歯科 医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看 護師
830	239	768	73	144	2, 445	202

※医療従事者は、医師法等に基づいて2年ごとの12月31日現在における氏名、住所等の事項を届出することになっている。医師、歯科医師及び薬剤師は免許保有者、保健師、助産師、看護師及び准看護師は業務従事者である。令和6年12月実施分の集計結果はまだ公表されていない。

6 薬事衛生

薬局、医薬品販売業のうち店舗販売業並びに高度管理医療機器等の販売業・貸与業に係る許可、廃止等の事務を行うとともに、これらに対する監視指導や医薬品等の収去検査を行っている。

また、「薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例」（東京都条例）に基づき、薬局等が行う医薬品の広告についても監視指導を行っている。

薬事衛生関係施設数

(令和 7. 3. 31 現在)

総 数	施 設 数					
	薬 局	店 舗 販売業	高度管理医療 機器等販売業	高度管理医療 機器等貸与業	管理医療 機器販売業	管理医療 機器貸与業
1, 552	138	46	192	152	818	206

7 毒物劇物監視

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業（一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業）の登録、更新等各種届出の受理審査に関する業務を行うとともに、毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、これらの販売業者に対する立入検査を実施している。このほか、毒物劇物業務上取扱者に係る届出等の受理及び監視指導を行っている。

毒物劇物関係施設数

(令和 7. 3. 31 現在)

総 数	施 設 数			
	一般販売業	農業用品目販売業	特定品目販売業	業務上取扱者
189	159	0	4	26

8 家庭用品監視

区民が日常使用する繊維製品やエアゾール製品等の家庭用化学製品に含有されている化学物質による健康被害を防止するため、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、区内の販売店において規制対象品の買い上げ検査を行っている。

9 住宅宿泊事業

平成 30 年 6 月に住宅宿泊事業法が施行され、届出をすることにより住宅宿泊事業（いわゆる「民泊」）を営むことが可能となった。これらの届出の受理審査に関する業務を行うとともに、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため、必要に応じて報告徴収や監視指導を行っている。

住宅宿泊事業関係施設

(令和 7. 3. 31 現在)

	届出住宅数
住宅宿泊事業	1, 631

第4節 公害健康被害補償事業

1 はじめに

大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害者に対し、医療の給付、障害補償を行い、あわせて福祉に必要な事業を行うことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的に、公害健康被害補償法が昭和49年9月から施行された。

本区も昭和50年12月に大気汚染の影響による健康被害（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びこれらの続発症）の著しい地域（第1種地域）として指定されたが、後年、大気汚染の態様が変化したという理由により同法が改正され、昭和63年3月から全国41地域とともに指定が解除された。

解除後に新たな申請は出来ないが、既に認定されている人は、今後も従来どおり、墨田区公害健康被害認定審査会の答申に基づいて各種の補償給付が受けられることになっている。

なお、診療報酬の支払いは、診療報酬審査会の審査を経て行われている。

また、この国の制度とは別に、東京都条例の医療費助成制度による認定が墨田区大気汚染障害者認定審査会の審査を経て行われている。

2 公害健康被害者救済事業

公害健康被害認定審査会

公害健康被害被認定者の更新、等級の見直しを適正に行うため、6名の委員で構成される認定審査会で、審査を行っている。

公害健康被害診療報酬審査会

公害健康被害被認定者の診療報酬の適正化を図るため、5名の委員で構成される診療報酬審査会で、審査を行っている。

被認定者数

(令和6年度)

性別 疾病別	男	女	計
慢性気管支炎	1	0	1
気管支ぜん息	188	209	397
ぜん息性気管支炎	0	0	0
肺気しゅ	0	0	0
計	189	209	398

障害等級別状況

(令和6年度)

等級	総数	特級	1級	2級	3級	級外
人数	398	0	0	9	225	164

公害健康被害補償給付状況

(令和6年度 金額の単位：千円)

総数		医療費	障害補償費	療養手当	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料
件数	9,777	5,939	2,879	881	77	0	1
金額	383,784	128,371	222,604	21,790	10,487	0	532

3 環境保健事業

大気汚染の影響による健康被害者に対し、健康の回復及び疾病の予防を目的として次の事業を実施している。

呼吸リハビリテーション教室

ぜん息疾患をもっている方に対し、ぜん息等に関する知識の普及と療養上の指導を実施している。令和6年度は、延30名が参加した。

家庭療養指導

公害健康被害被認定者に対し、保健師が家庭訪問または通信機器及び電話を用いて日常生活の指導、保健指導等を行い病状回復の促進を図っている。令和6年度は、129名に指導した。

水泳教室

ぜん息等の児童生徒（小学1年生から中学3年生まで）を対象に、両国屋内プールで延べ10日間開催している。令和6年度は、延254名が参加した。

デイキャンプ

ぜん息等の児童生徒（小学1年生から中学3年生まで）を対象に、医師、生活指導員と共に、自己管理を適切に行うことができる体力づくりや交流を目的としたデイキャンプを実施している。令和6年度は、延31名が参加した。

食物アレルギー講演会

アレルギー症状等を持つ児童の保護者を対象に、専門医を招いて正しい知識の習得を目的とした講演会を実施している。令和6年度は、延12名が参加した。

アレルギー健診

健診は問診、専門医の相談、保健師、栄養士等による指導を中心に就学前の乳幼児に対して実施している。令和6年度は、延33名が受診した。

音楽療法教室

ぜん息等の児童（3歳から小学校1年生まで）を対象に、のぼし歌や楽器を使って腹式呼吸等を学ぶ音楽療法教室を年1回（3日間）開催している。令和6年度は、延6名が参加した。

インフルエンザ予防接種費用助成事業

公害健康被害被認定者の方に対して、インフルエンザ定期予防接種の自己負担分を助成している。令和6年度は、106名に助成した。

4 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成

東京都では、前記公害健康被害補償制度に先立ち、昭和47年10月に大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例を制定し、4疾病（慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ）にり患している人を対象に医療費の助成を行っている。

なお、平成27年4月から18歳以上の新規認定が終了している。

大気汚染障害者認定審査会

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき、4名の委員で構成される認定審査会において、新規申請（18歳未満）及び更新申請について審査を行っている。

被認定者数

(令和 7. 3. 31 現在 単位：人)

疾病名 \ 年令階級	0 ～19歳	20 ～39歳	40～59歳	60～74歳	75歳以上	計
慢 性 気 管 支 炎	0	0	0	0	0	0
気 管 支 ぜ ん 息	2	71	337	273	252	935
ぜ ん 息 性 気 管 支 炎	0	0	0	0	0	0
肺 気 し ゅ	0	0	0	0	0	0
計	2	71	337	273	252	935

第5節 医療連携推進事業

区では、平成23年度に墨田区保健衛生協議会分科会で墨田区の医療連携推進について検討し、平成24年度から医療連携推進事業を実施している。

1 医療連携推進協議会の開催

「東京都保健医療計画」及び「すみだ健康づくり総合計画」に基づいた包括的な医療連携体制を構築し、区民が地域で安心して切れ目ない保健医療サービスを受けられる体制づくり及び医療に関する課題・解決の検討を行っている。

2 災害医療救護体制検討会

「墨田区地域防災計画」に基づき大規模災害時に設置される緊急医療救護所等において、迅速に医療救護等活動を実施し、区民の生命を守るための地域医療体制を構築する。

3 区民医療フォーラムの実施

区民に正しい医療情報を提供することを目的として、毎年「区民医療フォーラム」を開催している。

令和2、3年度は感染症拡大防止のため、「すみだ医療連携ニュース」として紙媒体を作成し、適切な医療情報の普及啓発を行った。令和4年、5年度は、それぞれ「フレイル予防対策」、「在宅療養入門編」をテーマにフォーラムを開催した。令和6年度は、「ACP（人生会議）」をテーマとした講演会とパネルディスカッションを行い76名が参加した。

4 救急医療情報キットの配布

高齢者や障害者、健康に不安を抱えている方の救急搬送にあたり、救急隊員等が必要な情報を入手し、適切な医療の提供につなげるため、救急時に必要な情報や保険証の写し等を入れて自宅の冷蔵庫に保管する救急医療情報キットを配布している。

5 墨田区在宅療養支援病床確保事業の実施

在宅等で療養中の区民や家族が安心して暮らすこと及び医療介護福祉の従事者が不安なく在宅療養に携わることを支援するために、療養者の病状変化によ

り一時的な入院加療が必要な場合に速やかに利用できる病床を区内2病院に各1床確保している。

〔6〕 在宅療養患者搬送支援事業の実施

地域で療養生活を送る区民等が、医療機関での治療が必要となった際に、病院救急車を活用して速やかに区内医療機関に搬送し、治療を受けることができるよう、墨田区医師会が実施する「在宅療養患者搬送支援事業」を支援している。令和2年度から、東京曳舟病院と同愛記念病院の2病院で病院救急車の運用を行っている。令和6年度は、2病院合わせて49件の利用があった。

〔7〕 区民の服薬支援等推進事業の実施

区民が適切な服薬治療を受けることができるよう、墨田区薬剤師会が実施する残薬調整事業及び在宅患者訪問薬剤管理体制整備事業を支援している。

〔8〕 在宅リハビリテーション支援事業

在宅で療養する区民とその家族を対象に、リハビリテーションの専門医等がリハビリや介護負担軽減、いきいきと自分らしく生活できるサポートを行っている。令和6年度の利用者は24名であり、うち14名が新規で利用開始となった。

第6節 休日応急診療事業

1 休日応急診療事業

休日における急病患者の医療を確保するため、墨田区医師会に委託して昭和48年7月に区内医療機関の当番制により開始した。平成元年4月からは、すみだ福祉保健センター内に診療所を開設している。

日曜日及び祝日（年末年始を含む）の午前9時から午後10時（受付は午後9時30分）まで内科、小児科の来所者に対する応急診療を行っている。

令和6年度の診療日数は72日、利用者数は昼間（午前9時から午後5時）が1673人、準夜間（午後5時から午後10時）が749人であった。

2 歯科休日応急診療

昭和59年4月から、向島歯科医師会、本所歯科医師会に委託して歯科医療機関の当番制で歯科休日応急診療を実施している。開設日は休日応急診療と同じで、午前9時から午後5時まで応急診療を行っている。

令和6年度の診療日数は72日、利用者数は215人であった。

3 小児初期救急平日夜間診療

区民が安心して子育てができる環境を整える施策のひとつとして、同愛記念病院に委託して、平成17年11月に「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」（同愛記念病院内）を開設した。月曜日から金曜日（祝日、年末年始の6日間を除く。）までの午後7時から午後10時（受付は午後9時45分）まで、小児科の来所者（15歳以下の急病患者）に対する応急診療を行っている。

令和6年度の診療日数は243日、利用者は319人であった。

第 7 節 献血及び骨髄移植関連事業

1 献血推進事業

本区における献血事業は、昭和37年に始まり、錦糸公園等で移動採血車による集団献血が行われた。本区では、区民の献血に対する理解と協力を得ながら献血運動の推進を図っている。

種別献血者及び供給数

種別 年度	職 域		地 域		街 頭		学 域		計		供給数 (200ml換算)
	回数	献血者数	回数	献血者数	回数	献血者数	回数	献血者数	回数	献血者数	供給施設数
R 6	12	466	5	194	75	2, 887	1	45	93	3, 592	58, 789
											19

2 骨髄移植ドナー支援事業

日本では、骨髄移植や末梢血幹細胞移植を必要としている人は毎年2, 000人いるといわれている。本区では、骨髄等の提供希望者の増加を図り、骨髄等の移植を推進するため、平成29年度から骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）とドナーが勤務する事業所に助成金を交付する事業を実施している。

申請件数 年度	ドナー	事業所
R 6	3	1

第8節 食育の推進事業

1 墨田区食育推進計画

区民の心身の健康増進と豊かな人間形成につながるよう、すみだがめざす食育を「みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる」とし、平成19年6月に「墨田区食育推進計画」を策定した。平成27年6月には、「第10回食育推進全国大会inすみだ2015」（主催：内閣府・墨田区・第10回食育推進全国大会すみだ実行委員会、6月20日～21日、来場者数83,400人）を開催し、すみだらしい食育を発信した。令和4年6月には第4次にあたる「墨田区食育推進計画」を策定した。

乳幼児から高齢者まで「すべての区民」の食育に向けて、区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学などと柔軟で有機的な連携を図り、新たな取組を創造的に進める『協創』の食育を推進し、「すみだらしい食育文化」を育むまちづくりを進める。

また、食育を推進する中核となる「すみだ食育推進リーダー」の育成や、区と協働で食育を推進する「すみだ食育goodネット」の活動を支援し、食育の推進を図っている。

さらに、災害時の食支援については、平成25年度に検討会を立ち上げ、「災害時要援護者の食支援体制の構築について」の報告書をまとめ、「墨田区地域防災計画」や「墨田区避難所運営マニュアル」に反映させた。令和5年度以降は、「災害時の要配慮者食支援マニュアル」をまとめ、区ホームページ上で公開するとともに避難所における食支援に関するアクションカードの作成及び、そのシミュレーションなどの取組を進めている。

2 すみだ食育推進会議

食育基本法及び墨田区食育推進計画の理念を踏まえ、地域の特徴を活かした協治・協働を図り、本区の食育を総合的に推進するため、墨田区附属機関の設置に関する条例に基づき、すみだ食育推進会議を設置している。

この会議は、学識経験者、地域団体、企業、その他関係団体等の代表で構成されている。

第9節 がん対策事業

1 墨田区がん対策推進計画

墨田区では、全死亡者の4人に1人が、がんで亡くなっており、がんは区民の生命及び健康を脅かす重大な疾患となっている。このような状況を踏まえ、国の「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」並びに「東京都がん対策推進計画」を基本として、「すみだ健康づくり総合計画」との整合性を図りながら、平成21年11月に「墨田区がん対策基本方針」を策定した。その後、平成26年3月の改訂を経て、がんに関する様々な課題に対する施策に取り組んできた。

平成31年3月に「墨田区がん対策基本方針」の理念を引継ぎ、がん対策をさらに実効性のあるものとするため、「墨田区がん対策推進計画」を策定し、総合的ながん対策を推進してきた。令和7年3月に計画の改定を行い、「第2期墨田区がん対策推進計画」を策定した。

この計画では、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての区民とがんの克服を目指す」という基本理念を掲げ、「がん予防」「がんとの共生」「基盤の整備」の3つの基本方針を定め、がんの予防や早期発見、がん患者の療養生活の質の維持・向上、正しい知識の普及啓発等の取組みを行う。

2 墨田区がん対策推進会議

墨田区における総合的ながん対策の推進を図り、区民の健康増進及びがん患者の療養生活の質の向上に寄与するため、墨田区附属機関の設置に関する条例に基づき、平成27年度から墨田区がん対策推進会議を設置している。また、推進会議の所管事項のうち、専門的な事項について検討するため、令和7年度は、「がん検診精度管理部会」及び「たばこ対策部会」の2つの専門部会を設置している。

この会議及び専門部会は、学識経験者、関係団体の代表、区民、関係行政機関職員等で構成されている。

3 がん対策普及啓発イベント

9月のがん征圧月間、10月の乳がん月間にあわせて、平成21年度からがんの予防方法や早期発見・早期治療の必要性、がん患者や家族の支援などの知識を普及するために区、関係団体・企業等が協働して取り組んでいる。

なお、令和6年度は、9月24日から27日まで普及啓発イベントを開催し、387

人が来場した。

〔4〕 在宅緩和ケア

がん患者や家族が、住み慣れた家庭や地域での療養を選択できるよう、平成21年度に医師会、民間団体、区等によるがん対策推進会議を立ち上げ、区における在宅ホスピス緩和ケアのあり方について検討した。平成23年度からNPO法人等に業務委託を行い、講座や研修会、シンポジウムなどを開催し、在宅緩和ケアの普及啓発及び人材育成を実施した。また、平成25年度からは在宅緩和ケアの相談会等を墨東病院、賛育会病院と連携して開催し、令和3年度から事業を賛育会病院に委託し、令和6年度は専門職向け研修会やサロン等を計4回実施した。

令和3年度からは、区内で在宅緩和ケアを実施している医療機関・福祉事業者に情報提供登録を呼びかけ、事業者等のリストをホームページで公開している。

〔5〕 アピアランスケア支援

がん治療による外見の変化によって社会参加への不安を抱えるがん患者へ、心理的・経済的負担の軽減と社会参加支援を目的に、令和5年度からウィッグ等補整具の購入費用助成を実施している。

※がん検診事業については、「第2節 対人保健活動」に記載している。